

# 個別事項(その11)

歯科用貴金属材料の  
基準材料価格改定について

# 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定について

## 1. 背景

- 歯科用貴金属(金銀パラジウム合金等)については、その素材である貴金属が市場価格の変動の影響を受けやすいことから、通常の2年に1度の診療報酬改定に加え、6か月に1度随時改定を実施
- 現行の対応だけでは歯科用貴金属の価格の乱高下に、速やかに対応できないとの指摘を受け、令和2年度から従来の4月、10月の随時改定に加え、7月、1月にも随時改定を行うように見直しを行った。

## 2. 現行の対応

- 2年に1度の診療報酬改定において、市場実勢価格を踏まえ告示価格を決定。
  - 随時改定Ⅰ  
4月、10月において、素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±5%を超えた場合に告示価格を改定。(診療報酬改定を除く)
  - 随時改定Ⅱ  
7月、1月において、素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±15%を超えた場合に告示価格を改定。
- ※ 頻回な告示価格の改定による医療機関におけるシステム改修等の事務負担に配慮

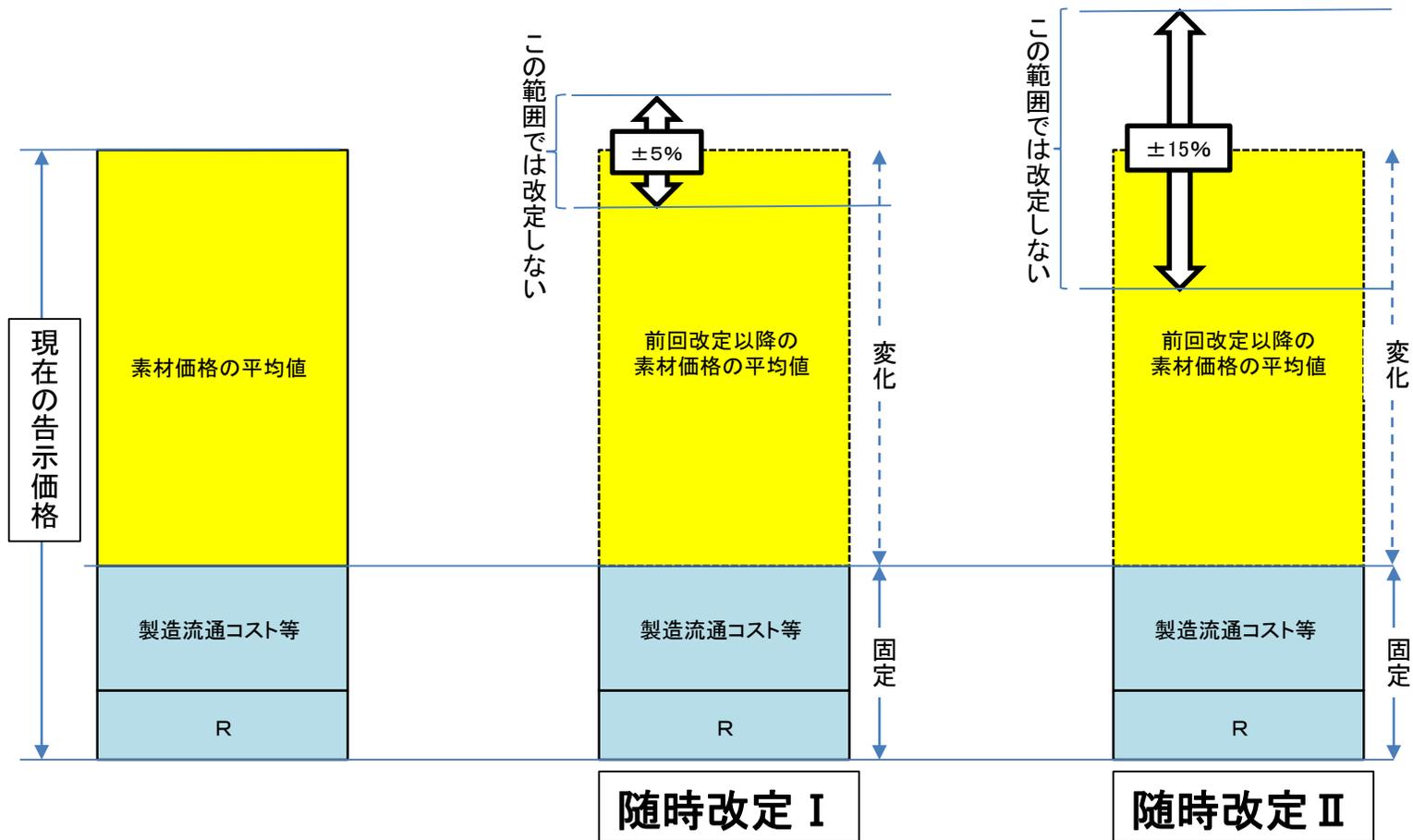
## これまでの歯科用貴金属価格の変動への対応

時期	経緯	改定機会	調整方法
平成12年 3月以前	貴金属を含有する歯科材料(歯科用貴金属)については、金、パラジウム等の素材価格が市場取引価格の影響を受けやすいことから、他の特定保険医療材料とは異なり、一定幅に加えて、特別に時差調整幅(直近10年の実績の1SD(標準偏差)+消費税)を設定し、通常の診療報酬改定において対応。	2年に1回	直近10年実績の1SDを加算
平成12年 4月以降	パラジウム供給量の約6割を占めるロシアにおける情勢不安等により、パラジウム供給量が減少し、素材価格が短期間で急激に高騰していたことを受け、6か月ごとに見直しを行う	6か月に1回 (4月、10月)	変動率 ±10%を上回る場合 改定
平成22年 4月以降	中医協において、変動幅が10%以内であっても、状況によっては、歯科医療機関や患者にとって比較的大きな購入負担や支払負担が続くことがある等の指摘がなされ、歯科用貴金属の素材価格の変動を保険償還価格により反映しやすくするとの観点から、算出した材料価格が前回の告示価格の±5%を超える場合に随時改定を実施。	6か月に1回 (4月、10月)	変動率 ±5%を上回る場合 改定
令和2年 4月以降	現行の6か月に1度の随時改定では歯科用貴金属の価格の乱高下に速やかに対応できないという指摘を踏まえ、診療報酬改定、随時改定の3月後において、試算価格の変動率がその時点の告示価格の±15%を超えた場合に告示価格の改定を実施。	3か月に1回 随時改定Ⅰ 4月、10月 随時改定Ⅱ 7月、1月	随時改定Ⅰ 変動率±5% 随時改定Ⅱ 変動率±15% を上回る場合 改定

# 歯科用貴金属の随時改定 I、随時改定 II について

現在の告示価格に対して  
**±5%**を超えた場合に  
告示価格を改定

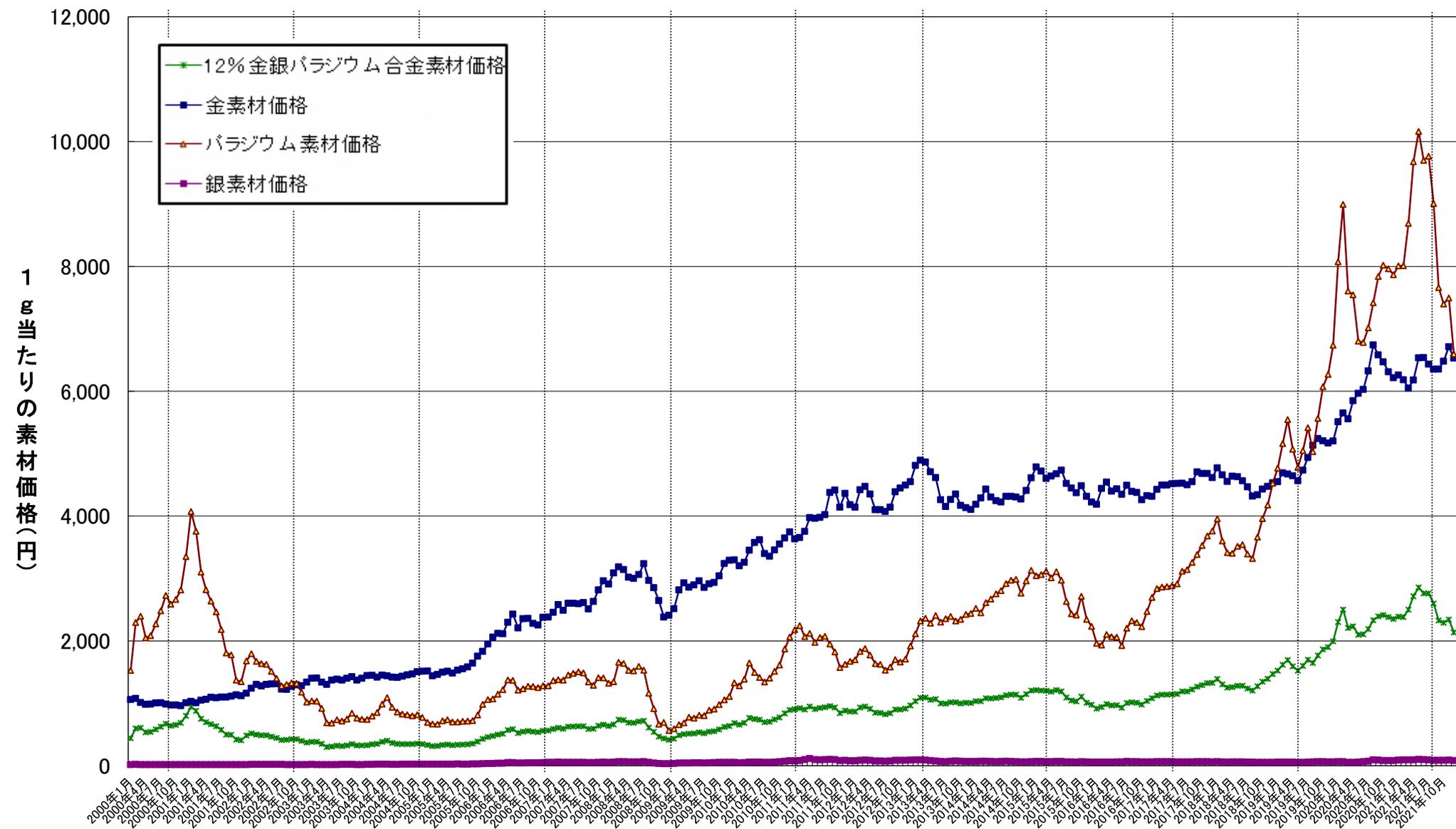
現在の告示価格に対して  
**±15%**を超えた場合に  
告示価格を改定



**4月、10月**に実施  
(診療報酬改定を除く)

**7月、1月**に実施

# 歯科用貴金属素材価格の変動推移



※令和3年12月の値は12月15日までの価格を使用。

(7月21日 中央社会保険医療協議会 総会)

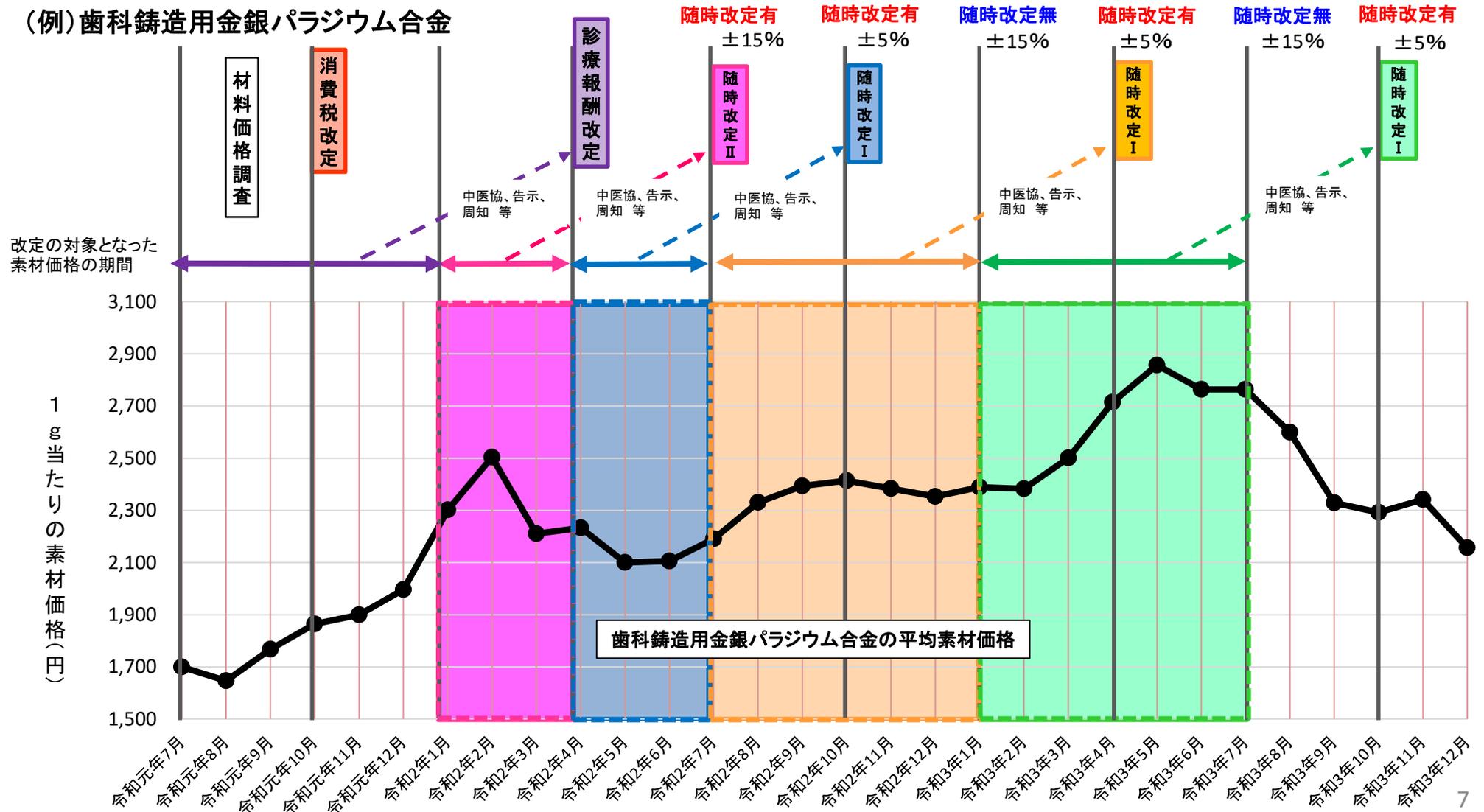
## 【主な意見】

- 随時改定には3か月前の平均素材価格を用いているが、このいわゆるタイムラグについて、より直近の平均素材価格を反映できる制度の構築や、随時改定の頻度について、検討する必要がある。
- 診療報酬改定時に用いる市場実勢価格の調査についても、より精度を高めるように願います。

# 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の見直しについて①

- ・ 現行では告示価格の改定の3か月前までの素材価格の平均値を用いて告示価格の算出を行っている。
- ・ 告示価格の改定まで3か月以上あるため、その間に急激な素材価格の騰落があった場合に、即座に当該告示価格に反映されない場合があるという指摘がある。

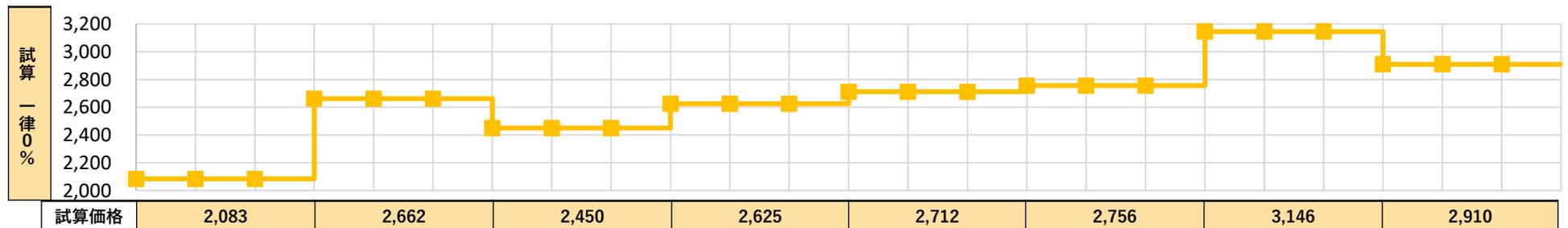
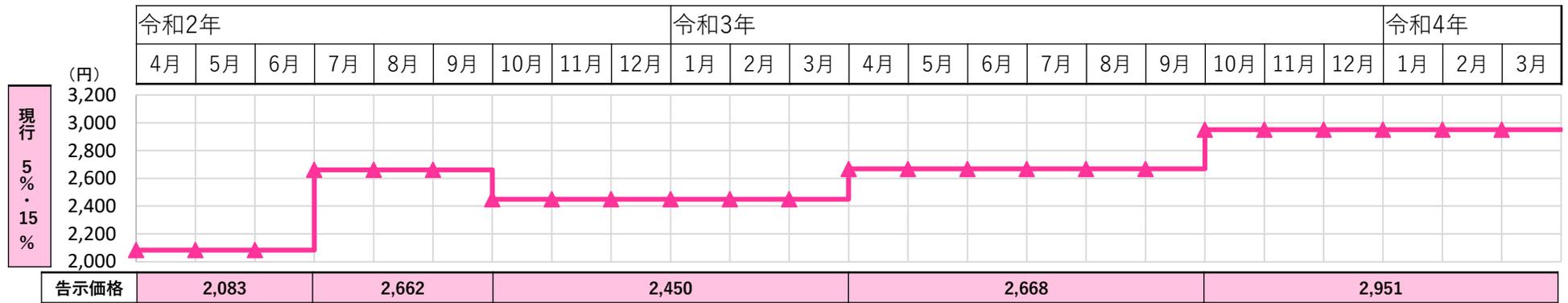
## (例) 歯科鑄造用金銀パラジウム合金



# 歯科用貴金属材料の基準材料価格改定の見直しについて②

【随時改定を行う変動率を0%、5%とした場合】

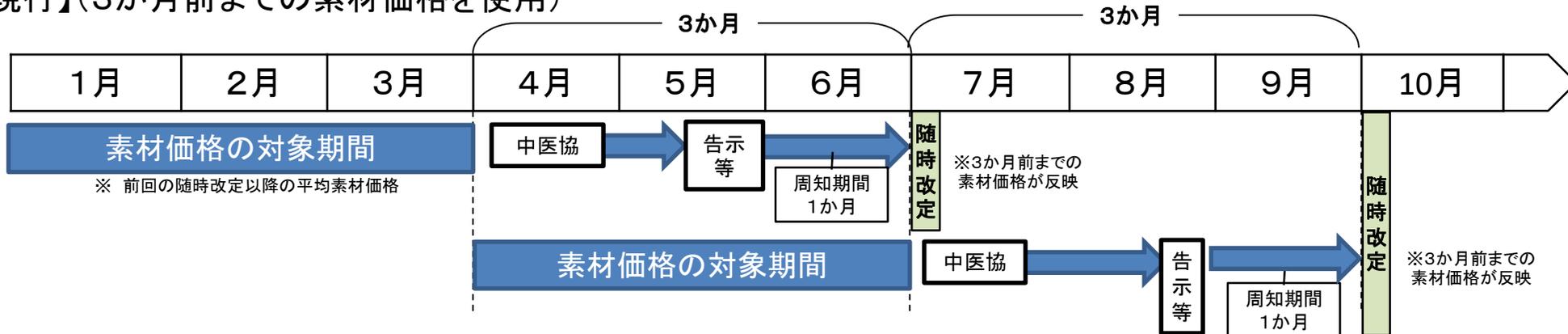
- 令和2年4月以降の随時改定のルール(随時改定Ⅰ:変動率が±5%、随時改定Ⅱ:変動率が±15%を超えた場合に行う)により、令和2年4月から令和4年3月までに行う随時改定は4回である。
- 令和2年4月から令和4年3月までの期間において、仮に変動率を一律±5%とした場合の改定頻度は4回となり、変動率を±0%(平均素材価格に応じて毎回変動)とした場合の改定頻度は7回となる。



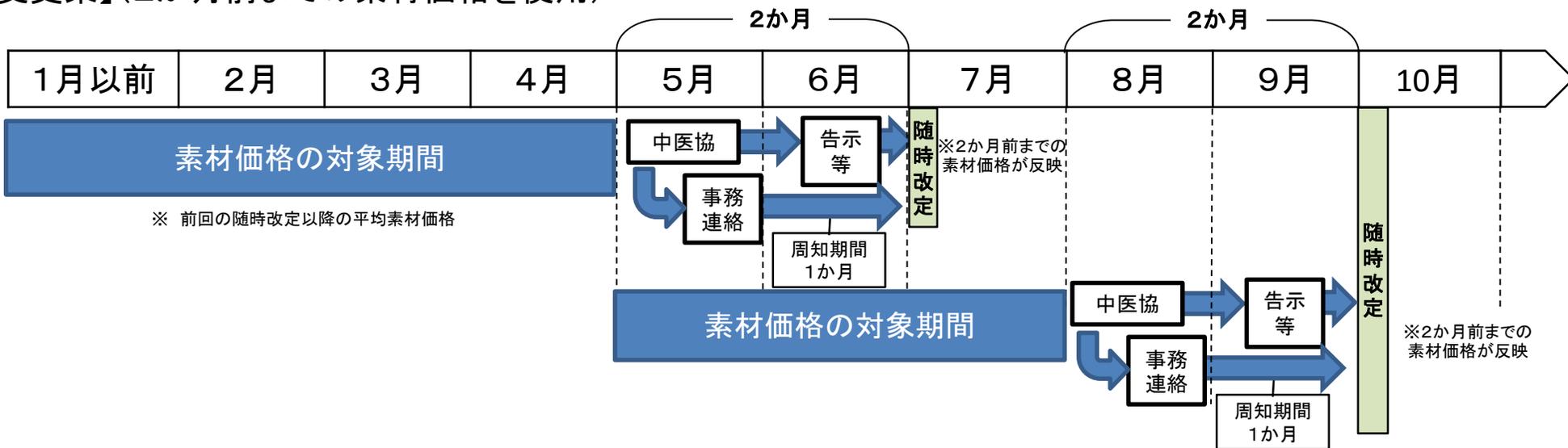
# 歯科用貴金属価格の随時改定に係る作業スケジュール

- 現行、歯科用貴金属価格の随時改定においては、素材価格の対象期間から随時改定までの期間は、中医協への報告、告示・通知の発出、周知等により、概ね3か月程度となっている。
- 中医協への報告後、事務連絡で告示・通知の内容を事前に周知することにより、約1か月程度の期間を短縮でき、直近の平均素材価格の反映が可能となる。

## 【現行】(3か月前までの素材価格を使用)



## 【変更案】(2か月前までの素材価格を使用)



# 歯科用貴金属材料価格の随時改定に係る論点

- 現行、歯科用貴金属の基準材料価格の随時改定については、4月、10月に素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±5%を超えた場合に行い、7月、1月に±15%を超えた場合に行うこととしているが、歯科用貴金属材料価格の変動状況を踏まえ、
  - ① 現行のまま（変動幅が告示価格の±5%、±15%を超えた場合に改定する）
  - ② 変動幅が一律に告示価格の± $\alpha$ %（例：5%）を超えた場合に改定する
  - ③ 変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定する等の対応案について、どのように考えるか。
  
- 歯科用貴金属価格の随時改定には3か月前までの平均素材価格を用いているが、医療機関等への周知期間は確保しつつ、2か月前までの平均素材価格を用いるなど、できる限り直近の素材価格を告示価格に反映することについて、どのように考えるか。